## 介護保険施設等の整備について

# 1 平成24年度第1回既存数発表に対する事前相談

佐勢補別	上 A 夕 ⊈		施設の概要			计目令计	無米
加瓦人生力	オーント	施設名	住所	開設予定	定員	<b>人</b> 人写 口 目	(大) 出()
介護老人福祉施設 (特養)	医療法人あいち診療会	田舟	弥富市又八二丁目128	平成26年4月	09		新設
介護老人福祉施設 (特養)	多ま市		I	平成26年10月	100		公募
介護老人福祉施設 (特養)	社会福祉法人 貴徳会	希望の郷 ・大治	大祫町大字中島字中田103	平成27年1月	120	280	新設
介護老人保健施設	医療法人服和会	未定	弥富市鮫ヶ池二丁目223	平成26年3月	74		新設
介護老人保健施設	医療法人藤枝会 四季の里	四季の里	大治町大字西条字柳原35-1	平成25年6月	20	94	増設(80→100)
混合型特定施設入 居者生活介護	アリス有限会社へイジの家	ハイジの家	愛西市町方町大山田105	平成25年8月	20	20	20 新設(枠としては、×0.7=14)

## 2 平成24年3月31日現在の既存数(海部圏域)

26年度整備に 当たっての差引数	280	94	0	73
24年度整備に 当たっての差引数 (a-b)	200	63	0	39
認可入所定員総数 (H24.3.31) (b)	066	858	0	223
24年度整備目標 (a)	1,190	921	0	262
26年度整備目標 (必要入所定員総数)	1,270	825	0	596
	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設	介護専用型特定施設入居者生活介護	混合型特定施設入居者生活介護

### 3 梅部圏域介護保険施設等の整備状況

現在認可年月日	平成12年7月21日	平成19年9月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成16年12月15日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成19年4月1日	平成13年8月31日	平成12年4月1日	平成12年4月1日		現在		平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成14年9月2日	平成18年9月29日	23年度第2回	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成17年5月23日	平成17年8月1日		相允		平成12年2月	平成12年2月22	
平成24年3月31日 事業開始年月日	平成12年7月21日	平成19年9月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成16年12月15日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成19年4月1日	平成13年8月31日	平成12年4月1日	平成12年4月1日		平成24年3月31日	事業開始年月日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成14年9月2日	平成18年10月1日	平成24年12月予定	平成12年4月1日	平成12年4月1日	平成17年5月23日	平成17年8月1日		口 15 日 6 月 71 日 51 日		22	平成12年2月22日	
定員数	80	80	80	09	80	110	100	80	80	80	80	08	066		定員数	100	88	100	100	80	30	100	80	80	100	828		作回教		100	
事業所所在地	津島市江西町1丁目3番1	津島市寺野町字好土44番地	津島市唐田町半池72-6	愛西市小茂井町字宮浦64-1	愛西市西川端町字南須原4番1	愛西市赤目町山之神30番地1	愛西市大井町字浦田面268番地2	弥富市大藤町5番地3	弥富市六條町大崎69番地1	あま市ニツ寺西高須賀2番地	海部郡蟹江町今字伊勢苗代1-1	海部郡飛島村大宝字八島113番1			事業所所在地	津島市東柳原町3-47-1	津島市東柳原町3-45	津島市南新開町1-112-1	津島市葉苅町字綿掛56	津島市杁前町5-31-1	愛西市西保町北川原179—145	あま市七宝町下田矢倉下1433	海部郡大治町西條字柳原37-1	海部郡蟹江町須成西7-90-1	海部郡飛島村服岡4-1-1			<b>事業</b>	建島市唐臼町半洲72番地1	律島市葉苅町字綿掛63番地	
可状況 事業所名称	(特養)長寿の里	介護老人福祉施設 第二陽だまりの里	(特養)恵寿荘	(特養)悠々の里	(特養)佐織寿敬園	明範莊(特養)	愛厚ホーム佐屋苑	(特養)輪中の郷	(特養)長寿の里・十四山	(特養)あま恵寿荘	(特養)カリヨンの郷	(特養)やすらぎの里		山米沿	事業所名称	(老健)第一アメニティつしま	(老健)第二アメニティつしま	(医)六寿会(老健)六寿苑	介護(老健)パビリオン	介護(老健)第2六寿苑		(医)宝会(老健)七宝園	(医)藤枝会(老健)四季の里	(医)宝会介護(老健)セーヌ蟹江	介護(老健)ヴィラとびしま		计计计计计	111 車業所名称	女藤病院	津島中央病院	
<ul><li>1)介護老人福祉施設の認可状況 f町村名 法人名 事業</li></ul>	(社福)愛燦会	(社福)高久会	(社福)嘉祥福祉会	(社福)萬里の会	(社福)亀泉会	(社福)貞徳会	(社福)愛知県厚生事業団	(社福)弥富福祉会	(社福)愛燦会	社会	(社福)カリヨン福祉会 (特養)カリヨンの郷	(社福)博寿会	海部圏城 計	(9) 介護老人保健協設の許可狀況	法人名	(医)三善会	(医)三善会	(医)六寿会	(医)三善会	(医)六寿会	上 敏夫	(医)宝会	(医)藤枝会	(医)宝会	(医)良斉会	海部圏域 計	(9) 企業皮業刑匠废墟認の投党予	原 東 田 日 原 過 医 シ 洋 人 名	<b>秦法人宏徳</b> 会	人三蕃会	
(1) 介護 市町村名	津島市 (	津島市 (	津島市 (	愛西市 (	愛西市 (	愛西市 (	愛西市(	弥富市 (	弥富市 (	あま市(	蟹江町(	飛鳥村(		(6) 介護	市町村名	津島市 (	津島市 (	津島市 (	津島市 (		愛西市	あま市(	大治町(	蟹江町 (	飛島村(		* 舞~ ( 0 )	(5) / 1 段/ 市町村名	1		

平成24年3月31日 現在

(4)特定施設入居者生活介護の指定等状況

介護専用型	訊	該当なし								
市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数	ý  指定済利   用者数	圈城会議等調 整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	備考
1	-	1	-		-	_	—	_	_	
混合型										
市町村名	申請(開設)者	事業所名称	事業所所在地	入居定員総数 17年度末 19年度末	女 指定済利   (末) 用者数	圈城会議等調 整済利用者数	施設区分	施設開設年月日	指定年月日	が一一に
	社会福祉法人 高久会	特定施設入所者生活介護 陽だまりの里	津島市下切町 字見袮ツ11番地	ı	- 80		軽費老人ホーム	平成10年8月15日	平成12年1月28日	
津島市	有限会社 介護ライフサポート	みんなの家	津島市宇治町小切 95	30	30 50		有料老人ホーム	平成16年8月1日 平成24年5月1日増床	平成16年7月30日 平成24年4月25日	
	株式会社エス. エヌコーポアーション	有料老人ホーム 桜の里津島	津島市良王町     1-11-2	32	32 32		有料老人ホーム	平成18年3月30日	平成18年3月16日	
母 王 士	セダー株式会社	アイディールケアホーム さや 団欒	<ul><li>愛西市西保町</li><li>字六十坪41-1</li></ul>	15	15 15		有料老人ホーム	平成14年10月1日	平成14年9月27日	
<b>⊗</b> 司 ∃	(福)貞徳会	明範荘養護老人ホーム	愛西市赤目町 山之神30-1	20	50 34		養護老人ホーム	昭和37年10月1日	平成19年4月1日	
张宫士	株式会社 ケア・リンク	はぴね弥富	弥富市前ケ須町 東勘助110-1	38	38 38		有料老人ホーム	平成15年2月1日	平成15年1月31日	
70mm 百 mm	株式会社 サンメディック豊田		弥富市東中地1-17-4 外			30	有料老人ホーム	平成25年3月予定	21年度第1回	
大治町	社会福祉法人 大樹会	軽費老人ホーム ケアハウスルンビニ大治	海部郡大治町大字 中島字大門先141	ı	- 27		軽費老人ホーム	平成10年5月21日	平成18年3月16日	
蟹江町	株式会社ハルス	介護付有料老人ホームはる すのお家蟹江	海部郡蟹江町西之森 字長瀬下65-22	18	18 18		有料老人ホーム	平成16年10月1日	平成16年9月30日	
		<del></del> -		183	183 294	30	a+	$a+b\times0.7$	226	
					а	q	各施設	各施設ごとに×0.7	877	

### 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領

(目的)

第1 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号、以下「法」という。)に規定する介護保険施設等(第2第一号から第四号に定めるものをいう。以下「施設等」という。)の認可、許可、指定及び届出の受理(以下「指定等」という。)に係る手続きに当たり、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領(平成14年4月1日)第1条及び第3条(3)に基づき、関係機関等から意見聴取及び関係機関等相互の連絡調整等(以下「意見聴取及び連絡調整」という。)を行い、もって指定等に係る手続等の公正を図るとともに、円滑な事務処理を行うことを目的として、この取扱要領を定める。

(意見聴取及び連絡調整を行う事項)

第2 《 省 略 》

(既存数の公表)

第3 《省略》

(事前相談)

第4

1 《省略》

2 《省略》

3 事前相談票につき当該市町村の確認及びその他参考意見等を求めた後、福祉相談センター地域福祉課は、「愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領」及び「圏域保健医療福祉推進会議の運用について」(平成14年4月1日付け健康福祉部長通知)に定める幹事会及びワーキンググループに諮り事務局案を作成する。ただし、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設に係る事務局案作成に当たって、特に医療関係団体等との連絡調整が必要な場合には、福祉相談センター地域福祉課は、保健所に必要な情報を速やかに伝達し、協力依頼を行うものとする。

(意見聴取及び連絡調整の基準)

- 第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 法第118条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別(介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。)の圏域毎、年度毎の整備目標値(必要入所定員総数又は必要利用定員総数)から既存数を差し引いた数の範囲内であること。ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

なお、第2第三号に定める介護療養型医療施設の指定については、特別の事情があると認められる場合を除き、整備することを原則承認しないものとする。

二 圏域内においてバランスのとれた施設配置であること。この場合、当該施設種別の整備率(当該市町村に設置されている施設の定員の合計数(着手しているものを含む。) / 当該市町村の事業計画上の利用見込量×100) の低い市町村に立地するものを優先することとする。

三《省略》

四 《省 略》

以下、第6から第14省略